



Press Release

R8. 1. 22
農産園芸課
(内2566)

愛媛県総合園芸振興審議会の開催について

標記会議を下記のとおり開催（全部公開）しますので、お知らせします。

1 開催日時 令和8年1月29日（木）13：30～15：30

2 開催場所 愛媛県農業共済組合5階 第1・2会議室
(松山市二番町4丁目4-2)

3 内容 (1) 愛媛県果樹農業振興計画（案）について
(2) その他

4 傍聴

(1)傍聴の定員 10人
(2)傍聴の申し込み方法等

①傍聴を希望される方は、1月27日（火）12：00までに、電話又はFAXにより、氏名、住所及び連絡先の電話又はFAXの番号を審議会事務局（下記参照）まで連絡してください（1回の申し込みにつき1人のみ可）。
②傍聴の申し込みの受付は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
③傍聴することができる方には、1月27日（火）17：00までに同事務局から電話又はFAXにより、その旨を連絡します。

(3)会議は、開会から閉会まですべて傍聴できます。

5 その他 会議資料は当日会場にて配布します。

【問合せ先及び傍聴申込先（審議会事務局）】

愛媛県農林水産部農業振興局農産園芸課 果樹係
〒790-8570 愛媛県松山市一番町4丁目4-2
電話 089-912-2566
FAX 089-912-2564



傍聴要領

愛媛県総合園芸振興審議会

1 会議での受付及び手続

会議の傍聴の許可を受けた方は、1月29日(木曜日)13時15分から13時25分までの間に、会場（愛媛県農業共済組合5階 第1・2会議室）の受付で氏名及び住所等を記入のうえ、事務局の係員の指示に従って会議の会場に入室して下さい。

2 会議を傍聴するにあたって守るべき事項

会議を傍聴する方は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議の開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における言論等に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、威圧的行為等をしたりしないこと。
- (2) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- (3) 会場において、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしないこと。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (4) その他会議の秩序を乱し、又は審議等の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 会議を傍聴する方は、事務局の係員の指示に従って下さい。
- (2) 会議を傍聴する方が、2の規定に違反する場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。